

社会福祉法人 宮城愛育会 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年 4月 1日～令和13年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和8年度より、法人内のこどもを育てる職員も利用できる「こども誰でも通園」を古川みなみ保育園において設置運営する。育児休業中でも利用可能なため、職員の育児を支援することで、育休を取得して復帰しやすくなり勤続年数が伸びることが期待される。

<対策>

- 令和 8年 4月～ 「こども誰でも通園」の周知、運営を軌道にのせる
対象者の個別相談や情報提供を行う
- 令和 9年 4月～ 開始して1年間の課題と実績を振り返って改善する
- 令和10年度～ 安心して対象者が利用できるように周知・情報提供を行う

目標2：子の看護等休暇、養育両立支援休暇が制度化され、職員が利用を始めている。利用した職員からは「とても助かる」と声をいただくが、まだ利用の仕方を理解していない職員がいるため、広く周知を行う。

<対策>

- 令和 8年 4月～ 管理職の職員へ、規定の内容の周知を行う
- 令和 9年 4月～ 対象となる職員へ丁寧に周知を行う
- 令和10年度～ 随時改定となることが見込まれるため、必要に応じて見直す

目標3：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休育休中の社会保険料免除、子の看護等休暇など、年々変わりゆく社会保険や労働保険等の制度について、ほとんど職員は対象者なので、今後も管理職を通じて制度の周知や情報提供、相談に適切に応じていけるようにする。

<対策>

- 令和 8年 4月～ 法に基づく諸制度の調査、情報収集
対象者の個別相談や情報提供を行う
- 令和 9年 4月～ 新たに管理職についた職員やリーダー職員への周知、勉強会
- 令和10年度～ 対象者の個別相談や研修を通じて、随時周知・情報提供を行う